

市長交際費の支出及び公表に関する要綱

(平成 21 年出雲市告示 463 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長の交際費(以下「交際費」という。)の適正な支出を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第 2 条 交際費は、次の各号に掲げる区分(以下「支出区分」という。)に応じ、当該各号に定める支出とする。

- (1) お供 市政関係者又はその配偶者、父母及び子(以下「親族」という。)に対する香料等に係る支出
- (2) お見舞 市政関係者の傷病等に対する見舞に係る支出
- (3) お祝 市政運営に関係する個人及び団体の慶事に係る支出
- (4) 会費等 会議、会合、祝賀会等への参加に係る支出
- (5) その他 市政運営上、市長が特に必要と認めるものに係る支出

(支出基準)

第 3 条 市長は、交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に努めるものとし、別表に定める基準により支出するものとする。

(公表する内容)

第 4 条 交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出内容
 - (4) 支出金額
- 2 前項第 3 号については、相手方に特段の配慮が必要と認められるときは、公表しないことができる。

(公表の時期)

第 5 条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の 15 日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第 6 条 交際費の公表は、市長交際費支出状況(別記様式)を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	対象者、内容等	金額	
お供	名誉市民	本人	30,000円以内
		親族	10,000円以内
	特別功労者	本人	20,000円以内
		親族	10,000円以内
	国会議員	本人(元職を含む。)	50,000円以内
		親族	10,000円以内
	県知事	本人(元職を含む。)	50,000円以内
		親族	10,000円以内
	県議会議員	本人(元職を含む。)	30,000円以内
		親族	10,000円以内
	市町村長	本人(元職を含む。)	30,000円以内
		親族	10,000円以内
	市議会議員	本人(元職を含む。)	30,000円以内
		親族	10,000円以内
	各種団体の長、行政委員会委員及び市政協力者	本人	5,000円
お見舞	対象者は、お供の対象者とする。ただし、本人に限る。		10,000円以内
お祝	祝賀会、完工式等に係るお祝		10,000円以内
	各種大会等の入賞のお祝		10,000円以内
	大臣表彰、県知事表彰等に係るお祝		5,000円
会費等	国県市町村、各種団体等主催の会合、総会等出席に係る会費等		会費等の額又は清酒2本
その他	あいさつ、表敬訪問、陳情等に伴う土産に係る経費		1人当たり3,000円以内
	海外派遣等に係る激励金		5,000円
	外部との連絡、交渉、折衝等に伴う懇談等に係る経費		1人当たり10,000円以内
	市長が特に必要と認めるものに係る経費		市長が認めた額

別記様式(第6条関係)

市長交際費支出状況 (年 月分) (円)

支出年月日	支出区分	支出内容	支出金額
月分合計			